空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく行政代執行の完了について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「空家法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等に認定した下記の建築物について、空家法第 14 条第３項の規定により、所有者等に対して除却を命じましたが期限までに除却が行われなかったため、空家法第 14 条第９項の規定により、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 条）の定めるところに従い、行政代執行による除却を行い、終了いたしました。

１　特定空家等の概要

（１）所 在 地　阿南市橘町久保 113 番地７

２　代執行の内容

（１）措置内容　建築物等の除却

３　代執行の実施期間

令和４年 10 月 20 日（木）から令和５年１月 30 日（月）まで

４　現地状況



執行前



執行後